



授業「生活と福祉」成果発表ポスター

こどもの権利条約

| 会期 | 2023年7月14日(金)～7月31日(月)

| 出品者 | 保育学科第一部 1年生

| 指導 | 保育学科 鈴木美枝子先生

ごあいさつ



【生活と福祉】の授業では、現代の福祉に関する基礎的・基本的知識と技術を総合的、体験的に習得することを目指して学習をしました。

今回ご紹介するポスターは、授業で「こどもの権利条約」を学んだ学生たちが、それぞれ「こどもの権利条約」の中で一番印象に残った条例について作成したものです。

これから保育者を目指す一人として、また、こどもと関わる一人として大切に感じたことを表現しています。ぜひご覧ください。

指導：鈴木美枝子

「こどもの権利条約」



『児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)』

- 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり
- 18歳未満の児童(こども)は権利をもつ主体として位置づけられています。
- つまり、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、
- 成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利です。
- 前文と本文54条で構成されており、
- こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項が規定されています。
- 1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効され、日本は1994年に批准しました。